

不在者投票



県議会議員選挙
受付 4月4日(金)～12日(土)

市議会議員選挙
受付 4月20日(日)～26日(土)

投票会場での立候補者名などの掲示はそれぞれの告示日の翌日からです。

投票場

市役所分館 4階大会議室
土崎支所
新屋支所
秋田駅西口 2階ぼぼろーど

時間

午前8時30分～午後8時

手続き

投票の際、「宣誓書」に記入していただきます。印鑑は不要です。「投票所入場券」をお持ちいただくと、投票受付が簡単に済みます。

不在者投票の理由

投票日に仕事がある場合
何らかの用務で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
秋田県内の他の市町村に居住している場合(県議選のみ)
秋田市から県内の他市町村に転出されたかたは、引き続き県内に住所があることがわかる「証明書」が必要です。市選挙管理委員会までお問い合わせください。

入院中などの場合

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入所または入院中の場合、その指定各施設で投票できます。各施設の事務局にお話してください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合で他の市区町村に滞在している場合、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会に投票することができます。請求用紙の「宣誓書」は、各市町村の選挙管理委員会にありますので、記載のうえ、秋田市選挙管理委員会にお送りください。

郵便による不在者投票



郵便投票の対象

身体に重い障害があり、歩行困難で投票所へ行けない場合、自宅などから投票用紙が送れる不在者投票ができます。利用されるかたは、事前に市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。「郵便投票証明書」は、交付日から7年間有効です。お手持ちの証明書の期限が切れている場合は、再交付申請をしてください。郵便投票の投票用紙の請求期限は、県議会議員選挙が4月9日(水)まで、市議会議員選挙が4月23日(水)までです。

身体障害者手帳をお持ちで、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級、2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級、3級のかたなどに限られます。また、戦傷病者手帳をお持ちのかたも対象となります。

身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で、現行歩行が困難なかたも、秋田市福祉事務所の証明書を市選挙管理委員会に提出すると郵便投票できるかたもいます。証明書については、事前に市選挙管理委員会へご相談ください。

無駄にしないで貴重な一票！
100%への挑戦！！

県議会議員選挙

4月4日(金)告示
投票日 4月13日(日)
午前7時～午後8時

市議会議員選挙

4月20日(日)告示
投票日 4月27日(日)
午前7時～午後8時

開票は、県議選、市議選いずれも投票日の午後9時15分から市立体育館で行います。

投票所入場券を郵送します

有権者のみなさんには、それぞれの投票日が近づきしだい、投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、当日投票所で再発行しますので、受付でお話してください。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260
ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>



ごみ出し



きちんとね！

転入・転出のシーズンです。お住まいの地域のごみの分け方、出し方はきちんと守りましょう。ごみの出し方が詳しく書かれた「暮らしの伝言板」をさしあげます。秋田市環境部、市民課、市民相談室、土崎・新屋支所、市民サービスセンター、各地域センターでどうぞ。

ごみ出しのルールです！

収集日の朝6時～8時のあいだに出してください
収集日の前日や収集後に、ごみは出さないでください
「家庭ごみ」に「資源化物」を絶対に混ぜないでください
引っ越し、大掃除などで大量に出たごみは何回かに分けて出すか、直接、御所野の総合環境センターに持ち込んでください。ただし、有料です。詳しくは、環境企画課 ☎(863)6632

ごみの収集と収集日 環境業務課 ☎(863)6631
ごみの分別、資源化物、会社やお店などのごみ 環境企画課 ☎(863)6632

ごみの分け方・出し方

種類	収集回数	ごみの内容	出し方	注意する点
家庭ごみ	週2回	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ 草木類 紙おむつ 陶磁器くず 蛍光灯・電球 ゴム・ビニール製品 プラスチック製品 発泡スチロール など 	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油 衣類 皮革製品 ガラスくず 	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)、透明の指定ごみ袋(緑印刷)、または、白色半透明のレジ袋、無色のレジ袋に入れて出してください ・ガラスくず、電球など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れるか、レジ袋に「キケン」と書いて別に出してください ・生ごみを出す際は、できるだけ水切りをしてください
	月1回	金属類 (金属の割合が50%以上のもの)	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れてください	・判断のつかないものは「家庭ごみ」へ ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書いてください
資源化物	月2回	空きびん	袋に入れずに、回収箱へ	・キャップははずして「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすいでください
		ガス・スプレー缶	空きびんと同じ回収箱へ	・火の気のない風通しの良い所で穴を開けてください
	月2回	空き缶	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れてください	・中を軽くすすいでください
		使用済み乾電池	透明小袋に入れ、空き缶の袋へ入れてください	・ボタン型、充電型電池は販売店へ
月2回	ペットボトル	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れてください	・キャップははずして「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすいでください ・塩化ビニール、食用油ボトルは「家庭ごみ」へ出してください	
月2回	古紙類 <ul style="list-style-type: none"> 新聞、チラシ 雑誌 牛乳パック 段ボール 	それぞれ分けて、紙ひもでもしばってください	・写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙バックなどは「家庭ごみ」へ出してください	

粗大ごみ 戸別の有料収集 ▶ 申込電話番号(865)5300

平成15年度からの

新しい介護保険料

4月上旬に、4月から9月まで半年分の介護保険料納入通知書をお送りします。年金から天引きされるかたと口座振替のかたは2枚綴り、納付書で納めるかたは8枚綴りになっています。

今年度の保険料は下表のとおり。ただし9月までの保険料は、算定の基礎となる市民税の課税・非課税の合計所得金額が、まだ確定していませんので、平成14年10月以降お支払いいただいている額と同じになります。合計所得金額が確定しだい、保険料の差額は、今年10月から半年分の保険料で調整することになります。

平成14年度中に65歳になられたかたは、10月から年金天引きに変わる場合があります。納入通知書でご確認を！
災害などで保険料の減免を希望するかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金天引きの場合は月の19日まで)
市民税または所得税の申告をしていないご家族がいる場合、同封の申告書に記入のうえ介護保険課に提出してください

段階	対象者	新保険料額 (月額平均)	旧保険料額 (月額平均)
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 高齢福祉年金受給者など	22,944円 (1,912円)	20,718円 (1,726円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	34,416円 (2,868円)	31,077円 (2,589円)
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	45,888円 (3,824円)	41,436円 (3,453円)
第4段階	市民税課税者 (合計所得が200万円未満)	57,360円 (4,780円)	51,795円 (4,316円)
第5段階	市民税課税者 (合計所得が200万円以上)	68,832円 (5,736円)	62,154円 (5,179円)

第4、5段階の境界となる合計所得が250万円から200万円に変わります。

問い合わせ
介護保険課 ☎(866)2069



家族介護用品の助成対象者申請方法が変わります

紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品購入費へ助成していますが、その助成対象者と申請方法が変わります。4月以降は新しい方法で、4月11日(金)までに申請してください。今年3月までの購入分については、今までどおり領収書を添付して4月18日(金)まで申請してください。

対象... 要介護4か5の非課税世帯の高齢者を、ご自宅で介護しているご家族

申請... 「注文票」に翌3か月分(原則四半期ごと)の品目を書いて申請してください

配達... 申請した介護用品は、申請月の月末までご自宅に配達します。配達できる品名は注文票に記載しています

在宅介護サポーター事業が始まります

在宅で生活する要介護4か5で、保険料1～3段階の高齢者を介護している世帯のかたを対象に、半年ごとに、月3千円分の「秋田市共通商品券」を贈呈します。

ただし、半年のうちで一定期間入院・入所されたかた、家族介護用品支給事業を利用しているかた、家族慰労事業の対象となるかたは、この事業の対象となりません。

申請方法などは後日お知らせします。